

公益社団法人地域医療振興協会 有田市立病院

面会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人地域医療振興協会有田市立病院における入院患者に対する家族などの面会について必要な事項を定め、療養環境の確保と、感染および院内の安全を確保することを目的とする。

(面会時間)

第2条 入院患者に面会することができる時間は 14 時～17 時30分までとし、入院患者 1 名に対する面会時間は30分までとする。ただし、急を要する場合であって、当該入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。また、院内感染対策等により変更する場合がある。

(面会場所)

第3条 入院患者の病棟とする。また、院内感染対策等により変更する場合がある。

(面会人数)

第4条 1 回の面会につき2 名までとする。ただし、当該入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会時の遵守事項)

第5条 面会者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 面会者は不織布マスクを装着し、病室への入室前後に手指衛生（手指消毒、または手洗い）を行うこととする。
- (2) 面会者に発熱や感染症を疑う症状（咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢等）がないこととする。
- (3) 面会者は原則小学生以上とする。

(面会時の禁止事項)

第6条 面会中は次の行為を禁止とする。また、静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。

- (1) 酒気を帯びて面会すること。
- (2) 面会中に喫煙すること。
- (3) 幼児（未就学児）を伴って面会すること。
- (4) 患者・面会者ともに病棟・病室で飲食をすること。
- (5) 食べ物・生花を持ち込むこと。

2 病院は、面会者が規定に違反、またはそのおそれがあると認めたときは、直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第7条 次のいずれかに該当する場合、面会を制限する場合がある。

- (1) 入院患者が感染症を発症、または、発症者と同室（濃厚接触者）であった場合。
- (2) 入院患者の入院病棟で感染症の集団発生が起きた場合。
- (3) 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。

(周知方法)

第8条 本規程は以下の方法によって入院患者、家族等面会者に周知を行う。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示
- (3) 病院ホームページ掲載

附則

この規程は、2026年6月1日から施行する。